

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 改正趣旨

東京証券取引所は、ロンドン証券取引所と合弁会社を設立し、いわゆるプロ向け市場制度に基づく新市場「TOKYO AIM」（以下「新市場」という。）を開設することとしている。

新市場の制度については、従来の取引所金融商品市場（以下「既存市場」という。）と性格が異なる点があることから、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「施行規則」という。）において、所要の改正を行うこととする。また、併せて、参照条文番号修正等の形式改正を行うこととする（別紙参照）。

2. 改正概要

（1）発行者の同意の時期

既存市場に係る発行者の同意（社債、株式等の振替に関する法律第 13 条第 1 項に規定する発行者の同意。以下同じ。）は、金融商品取引所における上場承認以降に行うこととしているが、新市場に係る発行者（株式、投資口及び優先出資の発行者に限る。）の同意については、金融商品取引所による上場申請の公表以降に行うことができることとする。（施行規則第 2 条関係）

（2）情報取扱責任者の取扱い

既存市場に係る発行者については、機構との間で通知等を行う担当者（施行規則第 3 条第 2 項（1）ニ（ヘ）に規定する情報取扱責任者）として、当該発行者の担当者を届け出ることとしているが、新市場に係る発行者については、当該発行者の担当者に加えて、当該発行者が機構に対する通知等に係る業務を委託する他の会社の担当者を併せて届け出ることができることとする。（施行規則第 3 条第 3 項関係）

（3）その他

参照条文番号修正等の形式改正を行う。（施行規則第 3 条第 2 項、第 216 条第 2 項、第 228 条第 1 項及び第 229 条第 1 項関係）

3. 施行日

平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

以 上